平成２６年（フ）第３２７号
奈良県生駒市東松ヶ丘７番33号
破産者　吉建設こと　吉田　修次
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８２号
島根県大田市久手町波根西300番地２
破産者　武田工業こと　武田愛治郎
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第３８号
三重県伊賀市小田町2418番地エクセディア２号棟108号室　開始決定時の住所　島根県大田市温泉津町小浜イ28番地１
破産者　奥野　昭博
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第２００号
熊本市東区小山１丁目９番18号
破産者　松本　嘉一
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２８６号
熊本市南区八分字町2787番地５
破産者　松川　博之
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６３１号
熊本市北区楡木３丁目１番121―１号
破産者　木山　　寿
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３８５号
相模原市中央区富士見１丁目５番２号　三愛ビル相模原２Ｄ
破産者　川原　茂樹
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第６９号
岐阜県大垣市青柳町３丁目178番地１　フジアパートＤ
破産者　前田　薫里
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
静岡県伊東市池614番地の165　グリーンヒルＮ７、前住所静岡県伊豆市牧之郷1288番地の６
破産者　山下　秀美
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第４５号
静岡県掛川市弥生町144番地　メゾンエクセル弥生203号
破産者　宇田　勝弘
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第９９４号
京都市左京区一乗寺築田町79番地
破産者　中村　晃之
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７４号
京都市伏見区南新地57番地４　クレアール南401、前住所京都府久世郡久御山町佐山双栗９番地28
破産者　田口　悟朗
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３９５号
大阪府泉大津市上之町１―17、住民票上の住所大阪府泉大津市清水町８番25号
破産者　豊島　雅史
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
山口県周南市大字大島1084番地
破産者　徳田　博昭
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第５２号
山口県岩国市由宇町千鳥ヶ丘１丁目13番４号
破産者　中谷　泰周
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第２５５号
長崎県長崎市西海町1753番地54
破産者　川口　正人
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
熊本県上益城郡甲佐町大字麻生原631番地
破産者　伊佐　公也
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６２８号
熊本県宇城市松橋町古保山2050番地
破産者　一瀬　青也
1　決定年月日　平成27年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２１４号
埼玉県新座市東北２丁目21番２号　サンハイツ志木202号室
破産者　長瀬　政義
1　決定年月日　平成27年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係